



冷房器具購入費助成事業のお知らせ

熱中症による事故を未然に防ぐために、65 歳以上の高齢者世帯を対象に、現在お住まいの住宅で冷房器具が未設置の場合に、購入費用の一部を助成します。

◆対象となる世帯(下記のすべてに該当する方)

- ① 住民票上の世帯員全員が 65 歳以上の高齢者世帯であること。
- ② 村内に住民登録があり、かつ 1 年以上居住していること
- ③ 住民税非課税世帯であること
- ④ 村税等の滞納がないこと
(村税とは、住民税・固定資産税・国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などを指します)
- ⑤ 過去に本事業の助成を受けていないこと(同一世帯に属する者を含む。)
- ⑥ 生活保護を受けていないこと

◆助成金額など

対象経費:冷房器具の購入及び設置にかかる費用

助成金額:対象経費のうち上限 3 万円まで

※申請からエアコン設置、助成金受け取りまでの流れについては裏面をご覧ください。

◆注意事項

- 申請前に購入・工事・設置した場合は助成対象になりません。
- 既に1台でもエアコンが設置されている場合や買替えは対象外です。
- 可動式のスポットクーラーや冷風機等は対象になりません。



◆申請・お問い合わせ

西郷村社会福祉課 高齢者支援・介護保険グループ ☎0248-25-3910

～申請から冷房器具設置、助成金受け取りまでの流れ～

① 買うエアコンを決めて、見積書をもらう

店舗で買うエアコンを決めて、見積書をもらってください。

まだ買わないでください。買ってしまうと助成金が出ません！

見積書には、購入金額、購入品目及びエアコンの型式を記載してください。



② 社会福祉課へ申請をする

見積書をもらったら、**必ず事前(設置前・工事前)**に社会福祉課へ見積書とともに申請書の提出をお願いします。

③ エアコン設置場所の事前確認に伺います

申請受付後、社会福祉課職員がご自宅へ訪問し、状況の確認およびエアコンの設置場所の確認をします。

④ 村から決定通知が届きます

村で審査を行い、該当となる場合には、決定通知書をお送りします。

⑤ エアコンを購入し、設置をしてください

村から決定通知書が届いたら、エアコンを購入し、設置をしてください。

なお、料金については一旦全額をお支払いいただき、領収証のコピーを準備してください。

⑥ エアコンの設置確認に伺います

エアコンを設置後、社会福祉課へご連絡をお願いします。社会福祉課職員が再度ご自宅へ訪問し、エアコンの設置を確認します。

また、職員が持参する必要書類にご記入いただき、印鑑をいただきます。

⑦ 補助の決定及び助成金のお振込み

エアコンの確認および書類の審査後、補助金額確定の通知書をお送りします。通知後、指定いただいた口座へ助成金が振り込まれます。